

**【表紙】**

**【提出書類】** 有価証券届出書の訂正届出書

**【提出先】** 関東財務局長

**【提出日】** 令和元年10月4日

**【発行者名】** エスエムティー・ファンド・サービシズ（アイルランド）リミテッド  
(SMT Fund Services (Ireland) Limited)

**【代表者の役職氏名】** 取締役 中村 佳史  
取締役 ピーター・キャラハン  
(Peter Callaghan)

**【本店の所在の場所】** アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、  
ハーコート・センター、ブロック5  
(Block 5, Harcourt Centre, Harcourt Road, Dublin 2, Ireland)

**【代理人の氏名又は名称】** 弁護士 三浦 健

**【代理人の住所又は所在地】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【事務連絡者氏名】** 弁護士 三浦 健  
同 飯村 尚久

**【連絡場所】** 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング  
森・濱田松本法律事務所

**【電話番号】** 03(6212)8316

**【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券に係るファンドの名称】**  
ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズ -  
毎月分配ユーロ・ボンド・ファンド  
(DAIWA BOND FUND SERIES - MONTHLY DIVIDEND EURO BOND FUND)

**【届出の対象とした募集（売出）外国投資信託受益証券の金額】**  
200億ユーロ（約2兆5,400億円）を上限とします。  
（注）ユーロの円貨換算は、便宜上、2018年12月28日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ=127.00円）によります。

**【縦覧に供する場所】** 該当事項なし

## 1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

2019年11月29日付でファンドが早期償還されることになりましたので、2018年11月30日に提出した有価証券届出書(2019年2月28日付有価証券届出書の訂正届出書により訂正済)の記載事項につき、申込期間および信託期間に係る記載事項を新たな内容に改めるため、本訂正届出書を提出するものであります。

## 2【訂正の内容】

(注)下線の部分は訂正部分を示します。

### 第一部 証券情報

(7) 申込期間

<訂正前>

2018年12月1日(土曜日)から2019年11月29日(金曜日)まで

<訂正後>

2018年12月1日(土曜日)から2019年11月29日(金曜日)まで

(注)ファンドは、2019年11月29日付で償還されます。

### 第二部 ファンド情報

#### 第2 管理及び運営

##### 3 資産管理等の概要

(3) 信託期間

<訂正前>

(前略)

管理会社は(実行可能な場合)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了する少なくとも2か月前までに、間もなくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の分配を行なうことを受益者に通知するものとします。上記の終了通知を送付した後、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の一部として受託会社または受託会社の被指名人の手元に残っているすべての投資証券を売却させるものとします。かかる売却は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了後、管理会社および受託会社が望ましいと考える方法および期間内に実施し、完了するものとします。管理会社は、適当と見なす時期に、独自の判断にしたがって、分配に利用できることを条件に、ファンドの資産の一部を構成する現金および投資証券の換金から得た正味現金収入を、それぞれの受益者が保有する各ファンドの受益証券の口数に比例して受益者の間で分配するものとします。上記の分配は、管理会社が独自の判断にしたがって定めた支払請求書および領収書が管理会社に提出された場合に限り実施されるものとします。ただし、受託会社は、上記の資金から、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの清算に関連して受託会社が負担し、支出し、または支払責任を負うファンドに関するすべての費用、料金、請求、債務および要求の十分な引当分を留保し、また留保した金額から上記の費用、料金、請求、債務および要求について補償され、かつ責任を免除される権利を有するものとします。受託会社が上記の要領で保有する純収入またはその他の現金が未請求の場合、受託会社は支払期日が到来した日から12か月が経過した時点で、裁判所に支払うことができます。ただし、受託会社は負担した費用を控除する権利を有するものとします。

<訂正後>

(前略)

管理会社は(実行可能な場合)ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドが終了する少なくとも2か月前までに、間もなくダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の分配を行なうことを受益者に通知するものとします。上記の終了通知を送付した後、管理会社は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの資産の一部として受託会社または受託会社の被指名人の手元に残っているすべての投資証券を売却させるものとします。かかる売却は、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの終了後、管理会社および受託会社が望ましいと考える方法および期間内に実施し、完了するものとします。管理会社は、適当と見なす時期に、独自の判断にしたがって、分配に利用できることを条件に、ファンドの資産の一部を構成する現金および投資証券の換金から得た正味現金収入を、それぞれの受益者が保有する各ファンドの受益証券の口数に比例して受益者の間で分配するものとします。上記の分配は、管理会社が独自の判断にしたがって定めた支払請求書および領収書が管理会社に提出された場合に限って実施されるものとします。ただし、受託会社は、上記の資金から、ダイワ・ボンド・ファンド・シリーズまたはファンドの清算に関連して受託会社が負担し、支出し、または支払責任を負うファンドに関するすべての費用、料金、請求、債務および要求の十分な引当分を留保し、また留保した金額から上記の費用、料金、請求、債務および要求について補償され、かつ責任を免除される権利を有するものとします。受託会社が上記の要領で保有する純収入またはその他の現金が未請求の場合、受託会社は支払期日が到来した日から12か月が経過した時点で、裁判所に支払うことができます。ただし、受託会社は負担した費用を控除する権利を有するものとします。

(注)ファンドは、2019年11月29日付で償還されます。